

消費税の税率が 変わります

4月から 5%に



4月1日から、消費税法の一部が改正されるとともに、新たに地方消費税が創設されました。

主な改正点は次のとおりです。

改正される制度等	改正のポイント
税率	消費税の税率が、3%から4%に引き上げられます。又、新たに創設される地方消費税の税率は、消費税の税率の25%相当、つまり1%となり、消費税、地方消費税あわせて、税率は5%となります。
事業者免税点制度	新設法人のうち資本金又は、出資金額が1千万円以上である法人については、設立当初の2年間（基準期間のない課税期間）における課税資産の譲渡等について、納税義務を免除されないこととなります。
簡易課税制度	①適用上限（基準期間の課税売上高）が、4億円から2億円に引き下げられます。 ②第5種事業が新設され、そのみなし仕入率は50%となります。
限界控除制度	廃止されます。なお、平成8年4月1日から平成9年3月31日までに終了する課税期間及び、平成9年4月1日を前後する課税期間について調整計算の規定が設けられています。
仕入税額控除制度	仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書、領収書、納品書、その他取引の事実を証する書類の保存が税額控除の要件となります。

なお、消費税と地方消費税の申告書の提出及び納付については、別々に行うのではなく、一つの申告書及び納付書でできるようになっています。

詳しくは、銚子税務署へ。 ☎0479②1571

償却資産の申告は

1/31までに

元へ届きましたでしょうか。

平成9年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告書に記載し、1月31日までに提出して下さい。

償却資産が昨年と変更がない場合でも、申告書備考欄に「前年中異動なし」と

記載し提出して下さい。

また、家屋についても、平成8年1月2日以降に新増築した家屋（未評価のもの）や取り壊した家屋がありましたら、お知らせ下さい。

問合せ 役場税務課

☎1211

給与・賃金を支払う方 源泉徴収票・給与支払報告書は1/31まで

8年中に俸給・給料・賃金などを支払う事業所、事業主は「給与所得の源泉徴収票」をすべての受給者へ交付しなければなりません。

また、「給与支払報告書」は、すべてのものを受給者の住所地の市町村へ提出するとともに、一定金額以上のものは所轄税務署へ提出することになっています。

期限は、ともに1月31日です。必ず、交付又は提出して下さい。

専従者給与を支払っている方、臨時で従業員を雇った方も忘れて下さい。

口座振替は便利・安全・確実です！

町税を納付するとき、ついうっかりして「納期を過ぎてしまった」という経験をお持ちの方もいるのではないのでしょうか。こんな「うっかりミス」を防ぐのが、口座振替による納税です。

2月末までに申し込みされると4月の納期分から口座振替ができます。

最寄りの金融機関が役場税務課へ（郵便局ご利用の方は直接郵便局へ）お申込み下さい。

また、すでにご利用の方でも口座を変更する場合は、早目に手続きして下さい。

持参するもの ・預金通帳 ・通帳印

四税（所得税・消費税・事業税・住民税）の
共同説明会

日時 2月4日（火）午後

1時30分～3時30分

場所 八日市場市民ふれあ

いセンター

内容 申告書の書き方や特

別減税など

問合せ 銚子税務署

☎0479②1571

役場税務課

☎1211

納税

1月31日（金）は、国民健康保険税 第7期分の納期です。